

平成30年 9 月20日

平成30年 第10回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第27号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第28号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第29号 選挙人名簿登録の移替えの延期について

議案第30号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第31号 福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

議案第32号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

議案第33号 筑前海区漁業調整委員会選挙人名簿に登載する者について

議案第27号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

平成30年度検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

平成30年 9 月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
38人
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
38人

(根拠)

・ 検察審査会法第10条第2項の規定による。

【参考】検察審査会法(昭和23年7月12日法律第147号) ※略文

第10条

2 選挙管理委員会は、(選挙人名簿登録者の中から検察審査員候補者として検察審査会事務局から通知された人数をくじで)選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

議案第28号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

平成30年度裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

平成30年 9 月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

裁判員候補者予定者名簿に登載する者

595人

(根拠)

・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第2項の規定による。

【参考】裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号) **※略文**

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第21条

2 選挙管理委員会は、(選挙人名簿登録者の中から裁判員候補予定者として地方裁判所から通知された人数をくじで)選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

議案第29号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

平成30年9月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

移替えを延期する期間

平成30年10月23日から平成30年11月18日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

(注) ※ 移替を延期する期間の始期は、移替最終日の翌日となる。

議案第30号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

平成30年 9 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

郵便等をもって発送を開始する日

平成30年11月 3 日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第53条第1項, 第59条の4第4項の規定による。

議案第31号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

平成30年 9 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

平成30年11月 2 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

議案第32号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

平成30年 9 月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

交付場所

福岡市南区塩原3丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第49条の規定による。
-

議案第33号

筑前海区漁業調整委員会選挙人名簿に登載する者について

平成30年9月1日現在において、筑前海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に次の者を登載する。

平成30年9月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

登載する者の数

2人

(理由)

・漁業法第89条の規定による。

【参考】漁業法(昭和24年12月15日法律第267号) **※略文**

(選挙人名簿)

第89条 選挙管理委員会は、(有権者からの海区漁業調整委員会選挙人名簿の調整のための)申請に基づいて、毎年9月1日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製しなければならない。